

八王子市特別支援教育移行計画

～ 障害のある子ども障害のない子ども地域の学校で共に学び成長するために～

平成 15 年 11 月 5 日教育委員会決定

八王子市特別支援教育移行計画

はじめに

八王子市特別支援教育対策委員会（平成 15 年 6 月 24 日設置）が検討した結果報告において、本市における心身障害教育の現状と課題から、特別支援教育への段階的な移行が必要であるとした提言を踏まえ、以下のとおり「八王子市特別支援教育移行計画」を策定する。

なお、詳細な実施計画については、今後、引き続き検討する。

【経過】

平成 13 年 1 月「21 世紀の特殊教育の在り方について」文部科学省最終報告

平成 14 年 11 月「八王子市心身障害学級整備計画」策定

平成 15 年 3 月「今後の特別支援教育の在り方について」文部科学省最終報告

平成 15 年 5 月「これからの東京都の特別支援教育の在り方について」東京都中間報告

平成 15 年 6 月「八王子市特別支援教育対策委員会」設置

【現状と課題】

1 知的障害学級（固定学級）

(1) 知的障害学級の在籍児童数は最近 6 年間において、全児童生徒数の減少傾向の中で、小学校 1.6 倍、中学校 1.4 倍と急増している。このため、学級設置校の割合が低いこともあいまって、設置校における学級数が増加し、教室が不足する事態となっている。

また、学級設置校の割合が低いうえに市域が広いため、通学上の負担が課題となっている。（平成 14 年 11 月 27 日策定「八王子市心身障害学級整備計画」）

(2) 現在の八王子市における心身障害教育は、通常学級と区別された特別な環境（教室）で行われているうえに、通常学級との交流も学校間に格差があり、他の児童生徒と分離された教育環境となっている。このことは、ノーマライゼーションの理念に照らして改善すべき現状であるとともに、教科によっては通常学級での指導が有効な児童生徒の可能性を制約するものになっており、障害児の持てる能力や可能性を最大限伸ばし、「生きる力」を育む上で課題となっている。

2 情緒障害学級（通級学級）

(1) 最近 6 年間において情緒障害学級に通級する児童生徒は、小学校 2.8 倍、中学校 1.2 倍と特に小学校において急増している。中学校においては、情緒障害学級の設置が 1 校のみであり、通級希望者は一定数いるものの、遠距離からの通級負担を嫌って、生徒数は横ばいの状況となっている。今後、市内の各地域から比較的容易に通級できる交通要所に学級を設置していく必要がある。

(2) 通級による指導は、障害の状態の改善・克服を主たる目的とし、週 1 日程度の指導が行われている。これまで通級学級に蓄積された専門的知識・技能は、特別支援教育を支えていくものであるが、現在の指導形態は、LD 等継続的な支援が

必要な児童生徒にとって、不十分なものとなっている。

3 心身障害学級整備計画と特別支援教育

- (1) 前記の心身障害学級に関する施設面での課題に対応するため、平成14年11月に「八王子市心身障害学級整備計画」を策定したところであるが、同計画は文部科学省で検討されている特別支援教育の在り方の報告内容を踏まえて、必要に応じ見直していくものとした。

平成15年3月に発表された文部科学省の「今後の特別支援教育の在り方について(最終報告)」では、従来の障害児に加え、LD等新たな障害児への対応を含めた特別支援教育へ転換することとし、このため、全国的な特殊学級整備の達成状況を踏まえ、人的・物的資源の配分見直しをしながら、全ての学校で特別支援教室を設置する必要性について提言している。

一方、心身障害学級整備計画は、整備にあたって目指すべき方向として、通学負担の解消とノーマライゼーションの具現化としてそれぞれの地域に根ざした学級整備を掲げたところであり、基本的に特別支援教育実施の基盤整備としても位置付けられるものである。

心身障害学級整備計画の具体的見直しは、今後、特別支援教育対策委員会において検討することとするが、当面、各地域での就学希望者の実態に即して心身障害学級を設置していくものとする。

- (2) 市の心身障害学級に関する教育指導上の課題として、前述のとおり、固定学級については、障害児の持てる能力や可能性を最大限伸ばす指導を行うため、生活面及び学習面において通常学級で過ごす時間の必要性があげられる。また、通級学級については、LD等児童生徒に対する重点的指導とともに、在籍校を中心とした継続的指導の必要性があげられる。このことは、文部科学省報告で提言する在籍校での特別支援教育の方向性と合致している。

【当面目指すべき基本的方向】

以上の現状と課題から、八王子市の心身障害教育が目指すべきノーマライゼーションの一層の推進を図る方向は、文部科学省が「今後の特別支援教育の在り方について」で提言している方向性と基本的に合致するものであり、したがって本市としては、文部科学省報告に基づいて今後予定されている学校教育法の改正を待たず、当面、以下のとおり、特別支援教育移行事業を実施していくものとする。

基本的な考え方(ノーマライゼーションの具現化)

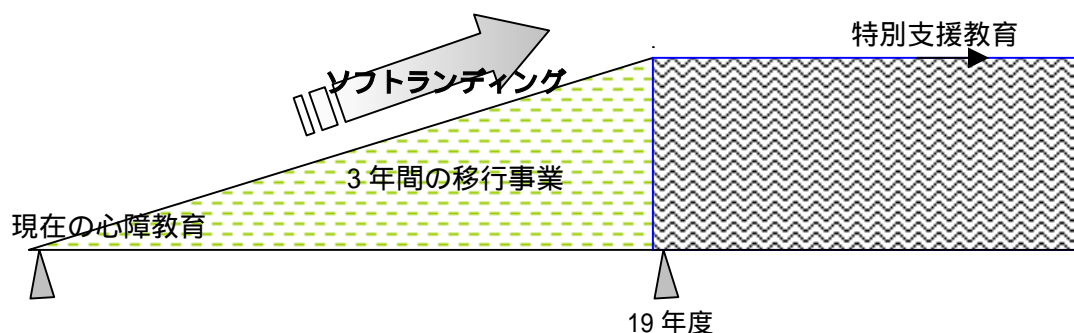
障害のある人もない人も同じように社会の一員として、社会参加し自立して生活できる社会をめざすノーマライゼーションの理念を基本とし、本市の教育において、ノーマライゼーションの一層の推進と具現化を図り障害のある子も障害のない子も共に地域の学校で成長し生きる力を育むため、これまでの特殊教育から特別支援教育への転換を推進する。

移行計画

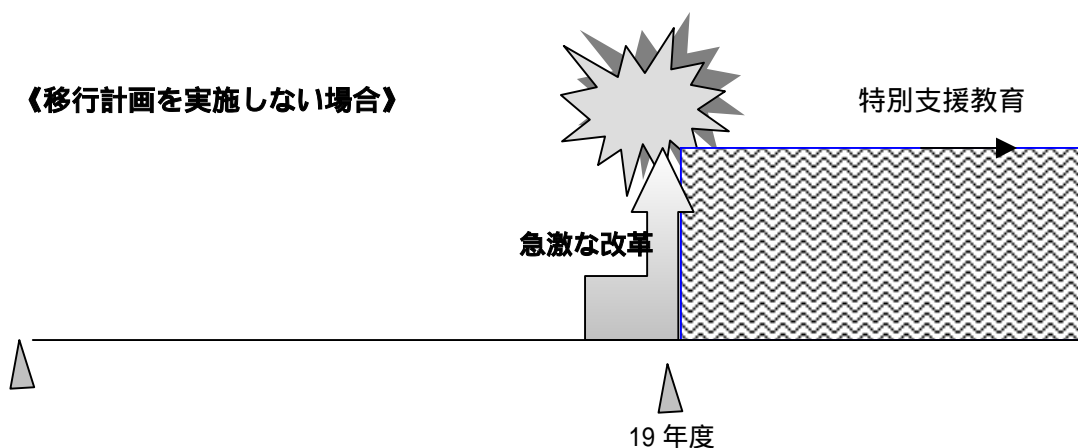
1 目的

八王子市の心身障害教育における成果と課題を踏まえ、ノーマライゼーションの一層の推進と具現化を図り、特別支援教育の新しい制度に円滑に移行できる環境を計画的に整備するため、保護者等の理解啓発を図りながら特別支援教育移行事業を実施し、一人一人の教育ニーズに適切に対応する特別支援教育の実現を目的とする。

〈移行計画を実施した場合〉



〈移行計画を実施しない場合〉



2 実施期間

平成 16 年 4 月～19 年 3 月まで（平成 19 年 4 月～本格実施）

3 移行計画の概要

(1) 実施体制（図1参照）

市教育委員会体制

- ア 特別支援教育移行対策委員会（仮称）を設置し、移行事業を統括する。
- イ 全小中学校に対し、移行計画において学校が取り組む特別支援教育のガイドラインを示す。
- ウ 東京都モデル事業の適用を受け、人的・財政的支援を最大限活用する。
- エ 特別支援教育担当の指導主事を置く。

オ 支援プラン(東京都支援、盲・聾・養護学校支援、地域ボランティア支援、外部専門支援)を作成し、指導方法、校内委員会の運営に関する指導助言を行う。

学校体制

ア 全小中学校は、校務分掌として校内委員会及びコーディネーターを設置する。

イ 全小中学校に特別支援教室を設置または確保する。

(2) 固定学級、通級学級における段階的移行

固定学級(現在小学校10校、中学校7校) 就学基準の変更はない。

ア 固定学級児童生徒は、移行期間中は、同学級に籍を置きながら、可能な限り通常学級での指導も受けるようにする。

イ 地域の小中学校で、知的障害児の入級希望者が複数あった場合、学級を開設する。

ウ 既に固定学級に在籍している児童生徒も希望により地域の小中学校の固定学級へ転学する。

エ 新入学児童生徒については、就学相談時から地域の小中学校の固定学級に就学(入級)するよう勧める。

通級学級(現在小学校情緒4校、言語3校、中学校情緒1校)

ア 地域の小中学校から心身障害学級へ通級する児童生徒は、順次、地域の新設心障学級(中学校)又は障害の程度に応じて在籍校での特別支援指導へ切り替える。

イ 新入学児童生徒は、地域の小中学校での特別支援指導を勧める。

ウ 心障学級教諭による巡回指導を在籍校に赴いて実施する。

エ 外部専門家による指導助言を実施する。(現在の巡回相談事業)

普通学級(LD等)

ア 支援の必要な児童生徒は、各小中学校での特別支援教室での指導を開始する。

イ 外部専門家による指導助言を実施する。(現在の巡回相談事業)

難聴学級(現在小学校1校、中学校1校)

聴覚障害児童生徒は、設備が整備された学級での指導と併行しながら、移行期間中においては、在籍校における指導実施を検証する。

(3) 教員の資質向上

全教職員に対し、特別支援教育の理念と実践的研修を重点的に実施する。

個別指導計画作成、コーディネーター養成等の専門研修を実施する。

外部専門家による指導助言を実施する。(現在の巡回相談事業)

4 移行期間中の学級設置・認可及び教員配置

- (1) 学級認可及び教員配置基準は、現行制度が適用される。
- (2) 心障学級（固定学級）希望の就学転学児童生徒が複数存在する場合、地域の学校に心障学級を新設し、専門教員を配置する。
- (3) 情緒障害学級は、整備計画に基づき増設していく。
- (4) 新設心障学級設備の教室改修は、必要最小限の改修を実施する。

5 就学相談のあり方

- (1) 盲・聾・養護学校希望者については、従来どおり、就学相談室において受付、学校案内を実施し、保護者の意向を尊重しながら就学先を相談する。
- (2) 支援の必要な児童生徒の相談については、地域の学校長が責任を持って相談を行い、基本的に各学校の校内委員会及び特別支援教室で指導する。
- (3) 知的障害及び情緒障害学級への転学入級希望者については、(2) の指導を踏まえ、就学検討委員会で障害程度等を検討する。

6 支援策

- (1) 東京都補助金を活用した専門講師による指導、都教育委員会及び市教育委員会指導主事による専門的指導の実施
- (2) 心障学級配置の指導補助員を特別支援教育実施校に配置し、移行を安定かつ促進する。
- (3) 専門研修を重点的に実施し教職員全体のレベルアップを図る。
- (4) 学校地域協力員ボランティアを活用する。
- (5) 学校精神科校医と連携する。
- (6) 盲・聾・養護学校による指導助言と併せ、連携を進める。
- (7) 外部専門家による指導助言を実施する。

特別支援教育移行計画実施体制

図 1

